

職務内容書

社会保険診療報酬支払基金 常任顧問

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、診療報酬の審査・支払を通じて、公的医療保険制度の円滑な運営を支え、発展させていく役割を担っています。

これまで支払基金は、令和4年10月に審査事務を集約した新しい組織体制に刷新し、組織を挙げて新生支払基金の安定稼働に取り組んできたところであり、令和7年度においては、審査支払業務に関する信頼の確保と審査実績の向上基調を堅持することに加え、医療DXに関するシステムの開発運用主体の母体とし、抜本的に改組することを含む法案の国会提出を受け、医療DXと審査支払の両方を担う組織体制の基盤を強化していくこととしています。

組織体制の強化に向けては、審査支払業務の更なる効率化を進め、そこから生み出される人的資源を医療DXへ振り向けるなど、医療DXと審査支払を緊密に連携させ、相乗効果を引き出しながら、両方の業務をともに支える基盤を整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今回の公募の対象である常任顧問には、医療全体の発展に資するため支払基金に求められている取組について、理事長から委嘱された業務を適正かつより効率的に遂行することのできる能力を持った人材を求めています。

1 機関名：社会保険診療報酬支払基金

（法人の業務概要）

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された診療報酬（医療費）の「適正な審査」と「迅速な支払」を二大使命として業務を実施している。

この他に、高齢者医療、介護保険、子ども・子育て支援納付金、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の業務も取り扱っている。

また、保健医療情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する業務（データヘルス関連業務）も実施している。

2 ポスト：常任顧問1名

[任期：2年（令和7年7月1日～令和9年6月30日）]

3 職務内容

審査支払業務に関する信頼確保と審査実績の向上基調を堅持していくため、理事長の定めるところにより、常勤の顧問として次の業務に参画する。

- (1) 支払基金改革全般に関する厚生労働省、日本医師会、健康保険組合連合会、国保中央会などの関係機関（以下「関係機関等」という。）や基金本部内各部室、地方組織との調整

- (2) 診療報酬の審査支払等の業務全般に関する検討及び関係機関等や基金本部内各部室、地方組織との調整
- (3) その他理事長が定める業務

4 必要な資格・経験

- ・ 支払基金の常任顧問として医療保険制度に関する十分な識見を有していると認められること。
- ・ 支払基金改革の趣旨、経緯等について十分な知識を有していること。
- ・ 民間や公的組織において組織改革、関係機関等との調整の経験を有するなど、支払基金改革を的確に実施していくことができる管理・調整等の経験、能力を有していること。
- ・ 支払基金の事業運営に関する方針の決定及び中長期的視点に立った事業展開を図ることができる能力、経験を有していること。
- ・ 審査の中立性・公平性の妨げになるような利害関係団体の役職に就くことや、誤解を招く接触を慎むことができる等、人格高潔で高い倫理観を有していると認められること。
- ・ 原則として就任時に65歳以下であること。

5 勤務条件

- ・ 勤務形態 常勤
- ・ 勤務地 支払基金本部（東京都港区新橋2-1-3）
- ・ 勤務時間等 常勤の役員に準ずる。
- ・ 給与 年収約1,450万円程度
※ 本人の職歴等を勘案した上で、理事長が別に定める。
- ・ 福利厚生 健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断

6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

(1) 第1次選考（書類選考）

第1次選考は、「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考とします。

なお、提出された書類に不備がある場合は、選考対象といたしません。

※ 第1次選考結果は、令和7年5月下旬までに、その合否について応募者全員にご連絡します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第2次選考は、外部有識者から成る選考委員会による面接選考とし、5月下旬から6月上旬に行う予定です。

第2次選考合格者は、6月に予定している理事会の議決を経て理事長が選任します。

※ 第2次選考の結果は、6月中旬までに、その合否について第2次選考を受けた方全員にご連絡します。常任顧問への正式決定は、理事会での選任議決が得られ次第、ご連絡します。

(3) その他

審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を支払基金人事部内役員選考委員会事務局あて簡易書留により郵送又は直接持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「社会保険診療報酬支払基金常任顧問応募」と朱書きしてください。

なお、複数の公募ポストに同時に応募することはできません。

○履歴書（JIS規格履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、応募動機、学歴、資格、連絡先等の必要事項を詳細に記載してください。また、常任顧問就任後、現在の役職を継続する場合又は新たに他組織の役員等に就任する予定がある場合は、「本人希望記入欄」に記載してください。）

○職務経歴書（任意様式により、職務経歴（前4の「必要な資格・経験」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。）

○自己アピール文書

テーマ「支払基金で自分が貢献できること」

【作成要領】

- ・ 1,500字以上 2,000字以下 （文字数厳守）とする。A4版、横書き。
- ・ 支払基金改革における支払基金での今後の取組等を踏まえて、支払基金の常任顧問として自分が貢献できることを記述してください。

※ 応募書類は自筆・パソコンいずれをもって作成していただいても結構です。

(2) 送付先

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局

(3) 応募期限

令和7年4月30日（水）必着

8 欠格事由

政府又は地方公共団体の職員（保険者たる地方公共団体の職員及び非常勤の職員を除く。）は、顧問となることはできません。（兼業を禁止するものであり、応募の段階での要件ではありません。）

9 その他

- ・ 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用いたしません。

なお、応募書類は返却しませんのでご了承願います。

- ・ 最終合格者には、健康診断書（過去1年以内に受診した健康診断結果の写し）を提出していただきます。

10 問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局
(電話03-3591-7441)